

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第2回）議事要旨

- 1 日時 令和4年7月1日（金）午後2時～4時
- 2 場所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室
- 3 委員 沼尾委員、荒田委員、下浦委員、永瀬委員、矢部委員、松田委員
- 4 概要 （以下、森林環境保全税…「県税」、森林環境税…「国税」と表記）

（委員からの主な意見）

- ・ 県税の存続の要否について、市町村及び県の役割分担や財政需要を踏まえて判断するには、使途について事業の過不足を含め市町村と十分な意見調整を行うこと。
- ・ 竹林対策や里山整備については、地元集落だけでなく、NPOや民間企業等が集落と連携して行えるような切り口での支援の拡充はできないか。
- ・ 森林環境の保全は必要な事業であるとして、一般財源ではなく県税を充当する理由を整理すること。
- ・ 県税を存続するのであれば、国税及び県税の意義や使途を県民に分かりやすく伝える工夫が必要。併せて、認知度の向上を図るための普及啓発を推進すること。
- ・ 県税を存続する場合には、国税との混同を避け、認知度を高めるためにも、名称の変更を検討してはどうか。

（1）議事1 第1回検討会における主な意見とその対応について

資料2により、事務局説明

[沼尾座長] 事務局からは、1回目の検討会で挙げられた課題に対する説明だったかと思うが、委員の皆様からご意見やご質問があるか。

[荒田委員] 両税のすみ分けに対する説明は整理されていたように思う。ただ、認知度が低いことが課題ではないか。県民アンケートの結果で示されたように、本税の存在や使途を知らない方が多い状況だと、目的税的に超過課税を行っていることに意味があるのかという話になる。また、特別に税を徴収して実施した事業の効果を説明する上でも、間伐のように県の一般財源と県税の両方を財源とする形ではなく、財源を県税だけに限定した方がわかりやすいのではないか。1点お尋ねだが、県税の支援を受けて普通林の間伐をした場合に、所有者は転用制限などの縛りがかかるか。例えば地上権を誰かに貸してソーラーパネルを作らせることはできない等の規制があるか。

[事務局] まず、認知度が低いという点について、本税は普及啓発のための広報の予算をしっかりと取り、これまで新聞広告を年2回、テレビCM、ラジオCM、自然体験活動の紹介番組の制作等を行ってきたが、この2年間はコロナ禍で税金関連の広報がしにくく一部控えてきた。アンケート結果がかなり低く出たのもその影響が一部あるように思っており、コロナの情勢を見ながら再開していきたい。それから、国庫補助事業に対しては、県の義務負担が必ず伴うようになっており、義務負担部分には一般財源を、それ以上のところには県税を充当している。保全税により8割まで上乗せすることで、やっと森林所有者の経済的負担が軽くなり、森林整備が進み出す。財源構成や県税による支援の効果は今後の普及啓発の中で周知していきたい。お尋ねのあった転用の規制については、国庫補助事業に転用制限があり、こちらが適用される。

[永瀬委員] 譲与税の基となる国税の徴収が今後始まる。国税と県税の二つの税が動き始める中で、どのように納税者に両税をPRしていくのか。使途等について県と市町村が連携して説明をしていくという体制をとらせていただくことになればより良いと考えている。

[矢部委員] 納税者が両税の使途の違いを理解するのはなかなか難しいと思う。県を中心に、全市町村で説明の仕方の統一が必要。譲与税の使途については、市町村独自の充当事業になるので、各自治体で責任をもってPRすべきところだと思っている。

[松田委員] 両税の使途が重複していないということを一般の方にもご理解いただけるよう市町村と連携しながら進めていくことが必要で、そのあたりをどのように整理し、理解していただくかが課題ではないか。また、竹林対策や里山整備の役割分担については、県が提案している分担で良いか、県がモデル的にどこまでやるのかなどを含め、引き続き市町村と意見調整を進める必要があるのではないか。

[沼尾座長] 竹林対策や里山整備については、地元集落だけで行うのではなく、NPOや民間企業等が集落と連携して行えるような切り口での支援の拡充はできないだろうか。

(2) 議事2 県民アンケートの結果について

資料3により、事務局説明

[沼尾座長] 県民アンケートの結果について、認知度が低いことが課題とのご意見を既にいただいたが、その他に委員の皆様からご意見あるいはご質問があるか。

[全委員] 意見等なし

(3) 議事3 森林環境保全税の存続の要否について

資料2により、事務局説明

[荒田委員] すべきことがどれだけあり、それにはいくら必要かということにより決めるしかない。県税ではなく一般財源の充当が考えられないかということも含めて存続が必要かを判断すべき。どの財源でやるのかということに関して一定の決まりが必要ではないか。竹林整備や景観対策など県税のみで実施しているものについては今後も県税による継続が必要と考える。税の名称については、県民アンケート結果で税の認知度が低かったことも併せて考えると、説明しても認知してもらえない可能性があり、似た名称でない方が良いと思う。

[永瀬委員] 先ほど県から説明があった、8割の支援により経済的負担が軽くなり所有者の動きが良くなるという発想は市町村でもよくやる手法である。いずれにしても、鳥取県が目指す森林の姿を実現するという県の目標に対し、何年間でどういったことに投資をしていくかを県の思いとして決めていただいて、そこに足りない財源があるとした時に、森林環境保全税というものの存在意義を認めていくのかどうかという議論をしていくものと感じている。県税でなく、一般財源でやろうとする県もあるかもしれない。財源というのは重要な議論で、鳥取県の場合はどうするか、という議論をしていくかということかと思う。名称については、変えるべきだと思う。

[下浦委員] 例えば法人県民税の納付書の均等割の欄を標準税額と超過税額に分けるなどの工夫をしないと周知が進まないのではないか。名称は変更した方が良いかもしれないが、それに伴いパンフレットを刷り直す必要が出てくるのであれば反対。税率や期間については、必要な事業額に応じてというところ。

[矢部委員] 税率や期間については、どれだけ必要かにより導き出さないと県民に説明ができない。名称については、税の混同を招かないもの、県民に親しみやすいものという観点から変更が必要だと思う。

[荒田委員] 森林環境の保全は必要な事業であるとして、なぜ一般財源を充当しないのかと聞かれたときにどう答えるのか。

[事務局] 現在この超過課税で取り組んでいる施策は、長期間に渡って進めていく必要があるものや、従来はなかった取組である。本県において新しい施策を展開していくために、この県税を県民の皆様負担いただいているものである。

[矢部委員] 一般財源というのは、様々な一般の施策に対し使う財源であって、特定の目的のものに対しては、ある程度期間を区切った目的税を創設し、その期間で集中的にやっていくのは一つの手段と考える。

[沼尾座長] 県税による間伐支援は、なかなか間伐が進まない現状に対し、一定のゴールを目指してスピーディにやっていくための必要な取組であり、鳥取県ではその財源に県税を充てているということだと思うが、そこを県民へ理解していただけるかがポイントになると思う。

[永瀬委員] 県税の使途事業を考える上で、森林所有者がどのようなニーズを持っているのか分かる資料等があれば情報共有してほしい。

(4) 議事4 その他

[事務局] 本日の議論については、整理をした上で委員の皆様にお示ししたい。第3回検討会は9月頃を予定しており、具体的な日程等については、改めて調整させていただく。